

倉敷市スポーツ指導者人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市の地域スポーツの推進及び中学校部活動の地域展開に資するため、スポーツに関する専門知識及び指導技術を有する指導者（以下「指導者」という。）の発掘、情報共有及び有効活用に取り組む倉敷市スポーツ指導者人材バンク（以下「指導者人材バンク」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 指導者人材バンクの業務は、文化観光部スポーツ振興課において処理し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録、更新、変更及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 指導者の紹介及び派遣に関すること。
- (4) 指導者の募集、周知及び発掘に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(業務の委託)

第3条 市長は、前条に規定する業務の全部又は一部を公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会（第15条において「スポーツ振興協会」という。）に委託して行わせることができる。

(登録対象者)

第4条 指導者人材バンクに登録できる対象者は、スポーツに関する専門知識及び指導技術を有し、かつ、それらを市民に提供しようとする意思のあるもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として本市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者（高等学校在学者は除く。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体が認定する公認スポーツ指導者等の資格を有する者又は取得する予定のある者
 - イ 公益財団法人日本パラスポーツ協会又はその加盟団体が認定する公認パラスポーツ指導者等の資格を有する者又は取得する予定のある者
 - ウ 公益財団法人日本レクリエーション協会又はその加盟団体が認定するレクリエーション指導者等の資格を有する者又は取得する予定のある者

ン公認指導者等の資格を有する者又は取得する予定のある者

エ アからウまでに掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(3) 過去のスポーツに関する指導において、体罰、ハラスメントその他法令及び公序良俗に反する行為等、市長が指導者として不適格と認める行為がない者であること。

(4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）による特定性犯罪事実該当者に該当しない者であること。

(指導者の登録)

第5条 指導者人材バンクに登録を希望する者は、所定の登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 指導者人材バンクに登録を希望する者が属するスポーツ団体が所定の登録申請書を提出する場合は、団体登録ができるものとする。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の登録申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の適否を決定し、所定の審査結果通知書により通知するとともに、登録を適当と認める場合は、指導者人材バンク登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載することにより指導者人材バンクに登録するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条の登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度を初年度とする4年度目の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 第6条の規定により指導者人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、前条に規定する登録の有効期間の満了する日の2月前の日から当該満了する日までの間に所定の更新申請書を市長に提出することにより、登録の更新を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により提出された更新申請書の内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

(登録の変更及び取消し)

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者名簿の内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録者の立場を利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から所定の辞退届により登録辞退の届出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

(登録者の役割)

第10条 登録者は、指導者人材バンクを利用する本市内のスポーツ活動を行う団体若しくはグループ又は中学校（以下「利用団体」という。）の要請に応じて実技指導等を行う。

(登録者の公表)

第11条 登録者の情報で公表するものは、登録者名簿に記載された事項のうち、次の各号に掲げる登録者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。ただし、登録者又は登録者が属するスポーツ団体からの申出があったときは、この限りでない。

- (1) 個人の場合 氏名、指導種目、活動可能時間帯、活動範囲、謝礼の有無等
- (2) スポーツ団体の場合 団体名、指導者の氏名、指導種目、活動可能時間帯、活動範囲、謝礼の有無等

(利用団体の要件)

第12条 第10条に規定する利用団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学する者を構成員とし、日常的にスポーツ活動を行う団体若しくはグループ又は本市内にある中学校であること。
- (2) 登録者が実技指導等を行うことができる施設及び必要な用具を準備していること。
- (3) 代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任をもって対応できること。
- (4) 参加者が個人又は利用団体単位でスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (5) 参加者に倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当するものがないこと。
- (6) 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的としたものでないこと。
- (7) 市長が適当と認めた利用団体であること。

(派遣の依頼等)

第13条 登録者の派遣を希望する利用団体の代表者（以下「依頼者」という。）は、所定の依頼書により市長へ依頼を行うものとする。

- 2 市長は、前項の依頼内容に適合する登録者を依頼者に紹介するものとする。
- 3 詳細な指導内容、経費の負担等については、登録者と依頼者の間で協議し、決定するものとする。
- 4 依頼者は、活動期間に応じ、市長が別に定める時期及び回数に従い、所定の報告書を市長へ提出するものとする。

(経費の負担)

第14条 登録者への謝礼、交通費その他の指導等に必要となる経費（登録者が希望する場合に限る。）は、利用団体の負担とする。

- 2 前項の経費の額は、利用団体の過度な負担とならないものとしなければならない。

(事故)

第15条 実技指導等に伴い発生した事故及び損害については、本市及びスポーツ振興協会は責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、指導者人材バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。